

指定訪問看護重要事項説明書

1 概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名(業種)事業所 NO	愛知さわやかケアセンター(訪問看護)2361390160
所在地	名古屋市守山区西新 10 番 21 号 藤和瓢箪山コープ 101 号
電話番号	052-792-8021
FAX番号	052-792-4508
サービスを提供できる地域※	名古屋市(守山区・名東区・千種区・東区・北区) 尾張旭市・春日井市

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
管理者	看護師	1名		有	1名	
	看護師	1.5名	4名	有	5.5名	
	准看護師	1名		—	1名	
	作業療法士	1名		—	1名	
合計		4.5名	4名	—	8.5名	—
勤務時間	常勤9:00~18:00					

(3) サービスの提供時間

	通常時間帯 9:00~17:30	早朝 6:00~8:00	夜間 18:00~ 22:00	深夜 22:00~6:00
平日・祝日	○	○	○	○
土・日	—	—	—	—
休業日	12月30日~1月3日			

2 当事業所の訪問看護の特徴等

(1) 運営の方針

お客様の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防を目的に、療養上の目標を設定し、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、計画的に訪問看護を行います。

また、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にサービスの改善を図ります。

(2) サービス利用のために

事 項	備 考
看護師等の変更	変更を希望される方はお申し出ください
従業員への研修の実施	年 4 回 研修を実施しています
その他	看護協会主催の研修会参加

3 サービスの内容

- ・ 病状のチェック
- ・ 日常生活の世話・床ずれの予防・処置
- ・ 在宅リハビリテーション ・終末期の看護
- ・ 認知症患者の看護 ・医療生活や介護方法の指導
- ・ カテーテル等の管理 ・医師の指示による医療処置
- ・ 胃ろう管理の指導 ・在宅中心静脈栄養の管理指導

4 利用料金

(1) 訪問看護費

ア 利用料 利用料に関しては別紙参照してください。

介護・医療保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1割及び2割です。ただし、介護・医療保険の給付の範囲を超えたサービス利用は10割負担となります。

※1 基本料金に対してサービスの提供開始時間が早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯のときは25%増し、深夜(午後10時～午前6時)帯は50%増しとなります。

※2 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様のケアプランに定められた時間を基準とします。

イ 付加サービス(7項参照)

ウ キャンセル料

お客様のご都合によりサービスをキャンセルされる場合、前日までに連絡をお願いします。それ以降のキャンセルは全額請求となります(ただし緊急入院などやむを得ない事由を除きます)

エ 死後の処置料

在宅で亡くなられた場合のケア料金として、別途5,000円頂きます。

(2) 交通費

前頁1の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

(3) その他

ア お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお

お客様のご負担になります。

イ 料金の支払方法

原則として口座振替にてお願いいたします。

振替は翌月の28日とさせていただきます。(ただし、金融機関休業日の場合は翌営業日となります。)

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

※ 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

ア お客様のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

イ 当事業所の都合でサービスを終了する場合人員不足等やむを得ない事業により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了 30 日前に文書で通知します。

ウ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

(ア) お客様が介護保険施設に入所した場合

(イ) 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合(介護保険給付費でのサービスは受けられませんので、ご相談ください。)

(ウ) お客様が亡くなられた場合

エ その他

(ア)お客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(イ)ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができなと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

6 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

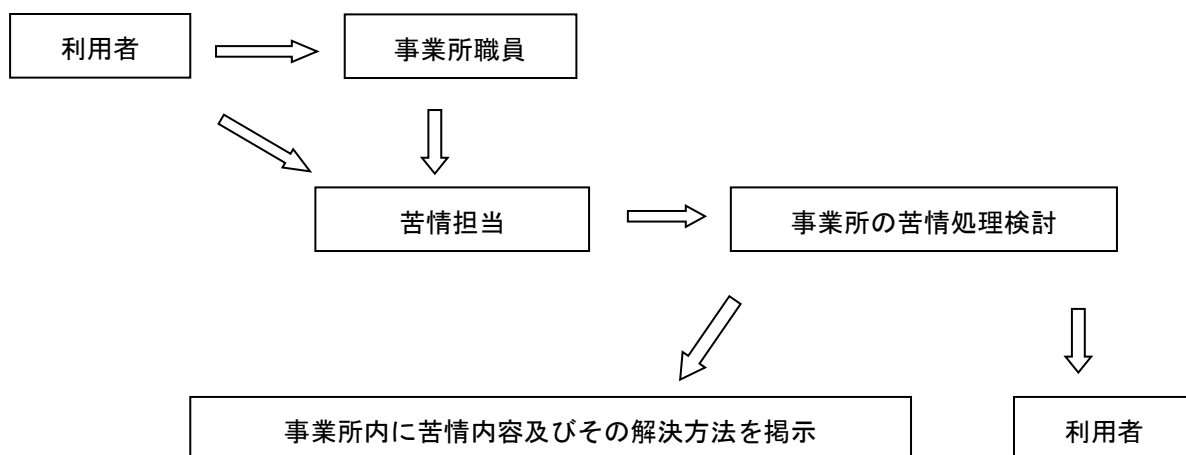
担当者 水野 恵理

電話 052-792-8021 FAX 052-792-4508

受付日 年中(ただし、12月30日～1月3日を除く)

受付時間 午前9時～午後6時

(2) 苦情処理フロー



(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア 名古屋市健康福祉局 介護保険課 052-972-3087

守山区役所介護福祉課 052-796-4557

イ 国民健康保険団体連合会(苦情処理委員会) 052-971-4165

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中及び夜間に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

提携先損害保険会社は三井住友海上火災保険株式会社となっています

9 秘密の保持について

(1) 当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。

(2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。

(3) 事業者では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で

必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でお客様又はご家族の個人情報を用います。

10 (社会情勢及び天災)

- (1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、当事業所の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合がある。
- (2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、当事業所の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとする。

11 (虐待の防止のための措置)

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)実施する事。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- (5) 虐待を発見した際は報告義務を設けることとする。

12 (身体拘束の適正化の推進)

事業所は身体拘束の適正化を図るため、各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること
- (2) 事業所に身体拘束の適正化におけるための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業員に対し、身体拘束の適正化のための研修を定期的(年1回以上)実施する事。
- (4) 措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- (5) 利用者、他の方の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等に行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合にはその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

13 (業務継続計画)

天災による災害時や感染症の発生時でも事業継続に努めていく

- (1) 災害時、感染症発生時を想定した事業継続していく為の計画を立て、年に1度以上の研修・訓練を行い、災害時・感染症発生時の為の計画を常に煮詰めていく
- (2) 措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(3) 感染症は危害を最小限にして行く為に感染防護服等着用や換気、ゴミ出し等の方法を徹底し、びまん防止の為に指針の整備を行う

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

年 月 日

事業所所在地 名古屋市守山区西新 10 番 21 号

藤和瓢箪山コープ 1F 101 号

名 称 愛知さわやかケアセンター

説明者氏名 _____